

八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市中心市街地活性化基本計画（平成30年（2018年）3月策定）に基づき、中心市街地の商店街組織・まちづくりグループ若しくはそれらの団体と連携する者が行う取組又は八王子市中心市街地環境整備事業に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）に基づいて行われる取組のうち、中心市街地のまちの魅力を高めるものに対し、その経費の一部を市が毎年度の予算の範囲内において補助することにより、中心市街地の活性化を促進することを目的とする。

2 本補助金の交付手続等については、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中心市街地

八王子市中心市街地活性化基本計画において中心市街地と定めた範囲で、別図に定める区域をいう。

(2) 商店街組織

市内に存する次に掲げる組織をいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める商店街の事業協同組合

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人に該当する商店街組織

エ 商店街を形成する法人化されていない任意の組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

(3) まちづくりグループ

町会、自治会等、中心市街地において、まちづくり活動をする者が複数名集まり組織された団体。

なお、法人格の有無は問わない。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中心市街地の商店街組織又はまちづくりグループ

(2) 前号の団体と連携する者

(3) 次条第1項第4号に規定する事業を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。

(1) 市税を滞納している者

(2) 代表者又は役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者

(4) その他市長が不適切と認める者

(魅力づくり事業)

第4条 この要綱において「魅力づくり事業」とは、八王子市中心市街地活性化基本計画の方針に基づき、中心市街地の民地において交付申請年度内に取り組を開始し、交付決定日から起算して5年が経過した日の属する会計年度の末日まで継続して運営・管理等をすることが見込める公共性・公益性の高い事業のうち、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地域コミュニティ形成の場として活用されるコミュニティ施設等を整備・運営する事業

(2) 通行人が気軽に休憩できる設備を設置・管理する事業

(3) 良好なまちなみを形成する植栽等を設置・管理する事業

(4) 指導要綱に定める中心市街地環境整備基準に基づいて実施する取組のうち、前各号のいずれかに該当する事業

(5) その他、継続的にまちの魅力創出に寄与する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、魅力づくり事業から除外する。

(1) 第10条第1項の交付決定通知書の受領以前に着手している事業

(2) 利用者が限定される事業

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令及び指導要綱に違反する事業

(4) 公序良俗に反する事業

(補助対象事業)

第5条 本補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、魅力づくり事業の開始に当たって実施する事業のうち、別表1に掲げるものとする。

2 補助対象事業の施工者は、市内に住所又は事務所を有する者とする。ただし、工事の施工等に特殊な技術等を要し、市内に請け負える事業者が存在しない等の場合はこの限りでない。

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係るものとする。ただし、本補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）又は魅力づくり事業の実施に当たって交付申請者と連携する者（以下「連携事業者」という。）が自ら補助対象事業を実施する場合は、補助対象事業に係る資材の購入費のみを補助対象経費とする。

2 本補助金以外の補助金等を活用している場合は、その補助額について、補助対象経費の総額から除く。

(補助金の交付額)

第7条 本補助金の交付額は、補助対象経費に5分の4を乗じた額とし、補助限度額は250万円とする。ただし、主たる補助対象事業に施設等整備を含まない場合の補助限度額は50万円とする。

なお、補助金の算出額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を交付額とする。

(交付申請)

第8条 交付申請者は、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付申請書(第1号様式)及び事業計画書(第2号様式)に別表2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申込みは、同一対象者につき当該年度1件までとする。

(交付申請取下げ)

第9条 交付申請者は、次条に規定する交付の可否の決定以前に交付申請を取り下げるときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付申請取下げ届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、第8条第1項の交付申請書の提出があったときは、審査基準によりその内容を審査した上で交付の可否を決定し、交付を決定した者(以下「補助事業者」という。)に対しては八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付決定通知書(第5号様式)を、不交付を決定した者に対しては八王子市まちなか魅力づくり支援補助金不交付決定通知書(第6号様式)をそれぞれ交付する。

2 市長は、前項の審査に当たって、申請内容について外部専門家等関係する者に意見を聞くことができる。

3 補助事業者は、第1項の交付決定通知書を受領するまでは、魅力づくり事業の開始に当たって実施する施設等整備、物品購入、広報及びイベントに着手してはならない。

(中間確認)

第11条 補助事業者は、本補助金の交付が決定された事業(以下「補助事業」という。)の予定工期のうち、おおむね半分の期間が経過した時点で、本市の担当職員の立会いのもと、補助事業の現場においてその進捗説明を行わなければならない。

(事業の内容変更等)

第12条 補助事業者は、次の各号に該当する変更等を行うときは、その内容についてあらかじめ市長に報告し、事業変更等承認申請書(第7号様式)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更については報告のみを求めるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止するとき。

(2) 交付決定日から起算して5年が経過した日の属する会計年度の末日までに魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を中止若しくは廃止するとき。

2 市長は、前項の事業変更等承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業者に通知する。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金補助事業実績報告書(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 八王子市まちなか魅力づくり支援補助金補助事業の実績(第9号様式)
- (2) 魅力づくり事業の開始に当たって実施した事業に関する領収書の写し
- (3) 確定した経費の内訳が分かるもの
- (4) 補助事業により整備した物件及び魅力づくり事業実施場所周辺の写真
- (5) その他必要とするもの

2 補助事業者は、第12条第2項により市長が廃止を承認したときは、1か月以内又は3月31日のいずれか早い期日までに、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金補助事業(廃止)実績報告書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第14条 市長は、前条各項の補助事業実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、補助金の交付額を確定する。

2 市長は、補助金の交付額を確定したときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付額確定通知書(第11号様式)を補助事業者に交付する。

(交付請求)

第15条 補助事業者は、前条第2項の通知書の受領後、補助金の交付請求をするときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が規則第15条に規定する事由のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項の事業変更等承認申請を行った場合で、市長が必要と認めるとき。
- (2) 前号のほか、本要綱に違反したとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付決定取消通知書(第13号様式)を補助事業者に交付する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、補助事業者に期限を定めて八王子市まちなか魅力づくり支援補助金返還命令書(第14号様式)により、その全部又は一部の返還を命じる。

2 交付決定の一部を取り消した場合は、別表3の計算式により返還額を決定する。

3 補助事業者は、第1項の返還命令を受けたときは、当該命令額を期限までに納付しなければならない。

(補助事業者の責務)

第18条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助事業のうち施設等整備及び物品購入が完了次第、速やかに魅力づくり事業の運営を開始すること。

- (2) 補助事業者は、法令を遵守し、誠実に魅力づくり事業を実施しなければならない。
- (3) 補助事業者は、本補助金の交付を受けるために用いた資料について、補助事業の完了した日の属する会計年度及び当該年度の終了後5年間保存し、市長が必要と認めたときは、それらの資料を提示若しくは提出し、又はその内容を報告しなければならない。
- (4) 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度及び当該年度の終了後5年間、毎会計年度終了後3か月以内に魅力づくり事業の実施状況について、魅力づくり事業実施状況報告書（第15号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、魅力づくり事業を廃止している場合は、この限りでない。

(事業協力)

第19条 補助事業者が、商店街組織に該当しない団体で構成され、かつ本補助金により店舗を整備した場合において、魅力づくり事業の実施場所が存する地域に商店街組織がある場合は、当該商店街組織に加入し、商店街組織が実施する事業に積極的に協力するなど中心市街地の活性化に努めるものとする。

(終期)

第20条 本補助金制度の終期は、令和3年度（2021年度）とする。

(定めのない事項の処理)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年（2017年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年（2018年）9月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年（2019年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第12条、第19条及び第20条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により、魅力づくり事業者が魅力づくり事業変更等承認申請をする際には、この要綱の第12条第1項に規定する第7号様式を、魅力づくり事業実施状況報告をする際には、この要綱の第20条に規定する第15号様式を使用して行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。

- 2 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第12条及び第18条の規定に限り、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により、補助事業者が魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を中止若しくは廃止するときは、この要綱の第12条第1項の第7号様式を使用するものとする。
- 4 この要綱による改正前の八王子市魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により、補助事業者が前年度の魅力づくり事業の実施状況を報告するときは、この要綱の第18条第4号の第15号様式を使用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年（2021年）4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金について、魅力づくり事業の内容を変更し、又は魅力づくり事業を中止若しくは廃止するときは、この要綱の第12条第1項の第7号様式を使用するものとする。
- 3 この要綱による改正前の八王子市まちなか魅力づくり支援補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた補助金については、この要綱の第18条第4号の規定に限り、なお従前の例による。ただし、当該補助金の補助事業者が前年度の魅力づくり事業の実施状況を報告するときは、この要綱の第18条第4号の第15号様式を使用するものとする。

別図（第2条第1号関係）



(注) 甲州街道北側100mに位置する道路（東側の高校敷地等を除く。）、かえて通り、子安公園通り、国道16号及び八幡町境で囲まれた区域。特に甲州街道とは、国道20号の「明神町」交差点から「本郷横丁東」交差点までの区間を指す。

別表1（第5条第1項関係）

事業区分	内容
施設等整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設の整備 ・物件の内装・設備・施工・外装・外構工事 （設置を伴う設備等の購入を含む） ・建物そのものの改造、床面積・構造の変更を伴う工事 ・上記工事を行うために必要不可欠な解体工事
物品購入	物品（設置を伴わない）の作成・購入
広報	チラシ・ポスターの広告の作成等
イベント	告知イベントの開催等

別表2（第8条第1項関係）

提出書類（共通）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 魅力づくり事業の開始に当たって実施する事業の予算書、見積書等 ・ 魅力づくり事業のスケジュール及び工程表 ・ 魅力づくり事業の実施予定場所の位置図 ・ 魅力づくり事業の実施予定場所の現況が分かる写真及び平面図 ・ 魅力づくり事業の実施イメージが分かる予定図又は絵等 <p>【開業が伴う事業の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計画書 ・ 許認可その他資格を証明する書類の写し（必要な場合のみ） <p>【本補助金以外の補助金等を活用している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該補助金等の申請書類一式の写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請者及び連携事業者に関する提出書類一式（下欄のとおり） ・ その他必要とするもの 	
〈1〉 交付申請者及び連携事業者に関する提出書類（第3条第1項第3号に該当しない場合）	
<p>商店街組織・ まちづくりグループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の概要（定款、役員名簿、直近の決算書類等） <p>【町会・自治会又は管理組合以外のまちづくりグループの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員名簿
<p>民間事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業連携に関する覚書（第3号様式） ・ 団体の概要（定款、役員名簿、直近の決算書類等）
<p>個人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業連携に関する覚書（第3号様式）
〈2〉 交付申請者に関する提出書類（第3条第1項第3号に該当する場合）	
<p>商店街組織・ まちづくりグループ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の概要（定款、役員名簿、直近の決算書類等） <p>【町会・自治会又は管理組合以外のまちづくりグループの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員名簿
<p>民間事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の概要（定款、役員名簿、直近の決算書類等）
<p>個人</p>	<p>なし</p>

別表3（第17条第2項関係）

返還額の計算式
<p>補助金交付額 ÷ 60 × { 60月 - (魅力づくり事業の運営を開始した日から 内容変更等を実施した日までの月数) }</p> <p>※1 月数に端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>※2 算出した額に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>